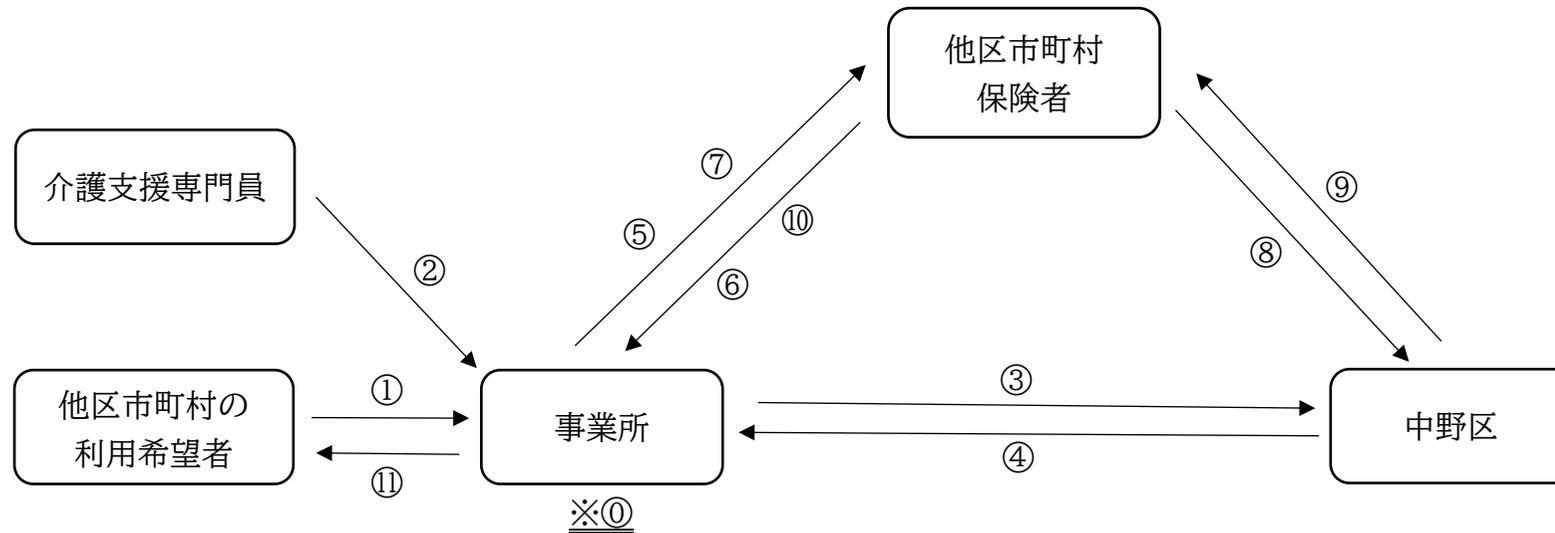


○中野区内の地域密着型サービス事業所にて中野区以外の区市町村の被保険者を受け入れる場合の手続き

※利用開始日以前に中野区に住民票を移動して中野区の被保険者となる場合及び住所地特例者は、中野区民の利用と同一手続き



① 他区市町村の利用希望者から利用申込（文書）	⑥ 当該市町村から事業所に内諾（口頭）
② 担当介護支援専門員から「利用に関する依頼書」受付（文書）	⑦ 事業所から当該市町村に指定申請書一式提出（文書）
③ 事業所から中野区介護事業者係に事前相談（口頭）	⑧ 当該市町村から中野区に同意協議（文書）
④ 中野区介護事業者係から事業所に内諾（口頭）	⑨ 中野区から当該市町村に同意決定通知（文書）
⑤ 事業所から当該区市町村の介護保険課に事前相談（口頭）	⑩ 当該市町村から事業所に指定通知発送（文書）
①②※中野区民の利用申込者を受入れ、なお定員に空きがある場合	⑪ 利用者との契約手続き開始（文書）

※ ②にて当該利用者が住民票を移動できない理由又は該事業所が当該利用者の日常生活範囲内（概ね500m以内）に所在すること及び該事業所を利用しなければならない理由を担当介護支援専門員と確認し調整しておくこと

※ ②及び⑦に関する様式については、当該他区市町村の定める様式とする

- ※ 地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護のうち、協定自治体（杉並区・練馬区・新宿区・渋谷区）の被保険者の利用は③④⑧⑨の手続省略
- ※ 他区市町村からの指定完了まで通常3～4週間程度（区市町村により異なる）、指定日から利用開始が可能
- ※ 利用承認は個人ごととなるため、既に他区市町村から指定を受けている場合であっても新規利用者の受入れにあたっては、当該区市町村の定める様式により上記に準じて他区市町村からの承認手続きが必要
参考：中野区としては「利用に関する依頼書」及び「中野区利用者の変更について（報告）」を提出様式として定めています
- ※ 災害や虐待の恐れがある場合や総合事業利用の要支援認定者が要介護認定を受けた場合等の理由により早急に利用を開始する必要がある場合は個別にご相談ください
- ※ 中野区外の地域密着型サービス事業所が中野区の被保険者を受け入れる場合は、上記手続きを参考にしてください